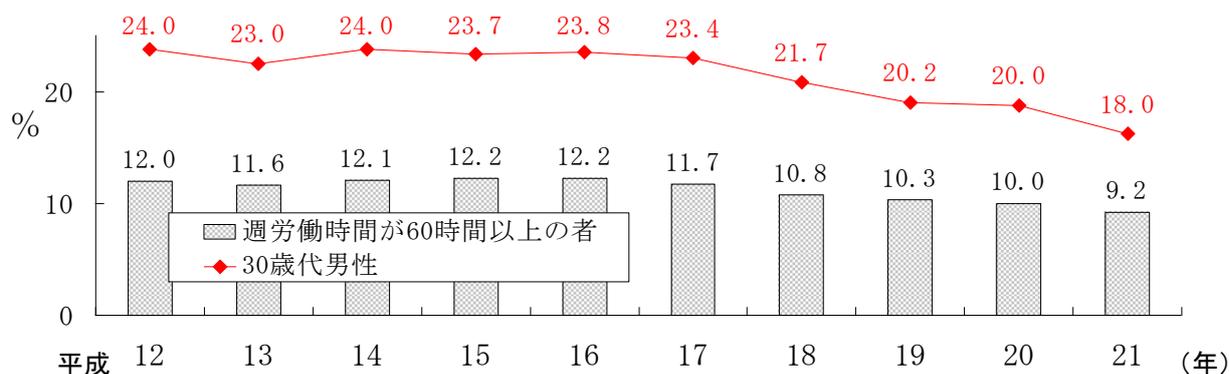


## [労働時間等の現状]

## (1) 労働時間について

「労働力調査」(総務省統計局)によると、平成21年における週労働時間が60時間以上の労働者の割合は9.2%となっており、特に子育て世代に当たる30歳代男性では18.0%と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態がみられます。

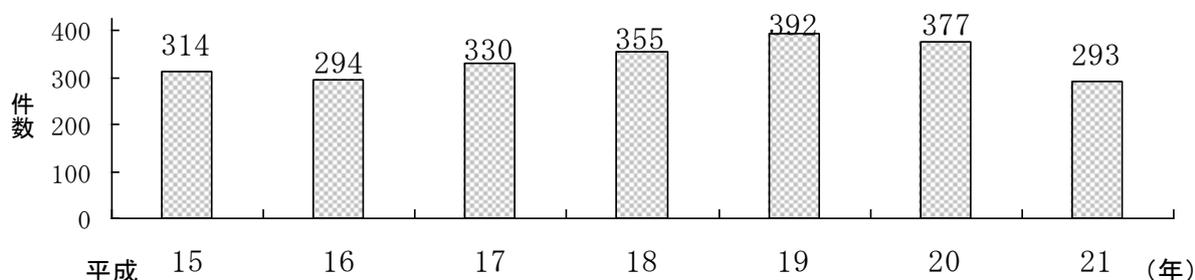
図1 週労働時間が60時間以上の労働者の割合の推移



## (2) 過重労働による健康障害について

平成21年度において、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)で労災認定された件数は293件に上っています。(平成22年6月14日厚生労働省発表「平成21年度における脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況について」参照)

図2 「過労死」等事案で労災認定された件数の推移



なお、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

## (3) 賃金不払残業(注)について

平成21年度において、全国の労働基準監督署の指導により不払であった割増賃金が支払われた事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払がなされた企業数は1,221企業、対象労働者数は111,889人、支払われた割増賃金の合計は116億298万円となっています。(平成22年10月21日厚生労働省発表「平成21年度賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ」参照)

(注) 賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいいます。